

## 認定基準

### （1） 研修実施機関

こども家庭庁長官告示第14号に基づき、令和6年4月1日から適用される児童福祉法施行規則第5条の2の12第2項第7号において定める基準（下記①～⑪）を満たしていること。

- ① 令和5年11月14日付内閣府令第72号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令等の整備等に関する内閣府令」第5条の2の8に該当する者であることを受講の資格とするものであること。
- ② 修業期間は、センターが定める期間であること。
- ③ 講習の内容は、児童福祉法施行規則（以下「規則」）第5条の2の8第1号に掲げる者については別表1、同上第2条に掲げる者については別表1及び別表2、同上第3号及び第4号に掲げる者については別表1及び別表3に定めるもの以上であること。
- ④ 講師は、センターが定める講師要件（別表4）を満たすこと。
- ⑤ 講習の実施場所が確保されていること
- ⑥ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- ⑦ 申請する研修の各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑧ 事務職員を有すること。
- ⑨ 講習実施関係情報の管理及び維持経営の方法が確実であること。
- ⑩ 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、その開示した情報が虚偽又は誇大なものではないこと。
- ⑪ 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者がその講習について規則第五条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

### （2） 研修実施方法等

#### ①研修の提供方法

研修の提供については、1つの研修実施機関が全ての研修科目を提供することを基本としながらも、複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージを認定することも可能とするが、この場合でも（1）の要件を満たすことと併せて、以下を要件とする。

- ・「研修パッケージ」は、研修に含まれる科目等で切り分けることなく、「指定研修」「ソーシャルワーク研修」「追加研修」の研修ごとに1つの研修パッケージとすること。
- ・「研修パッケージ」は、複数の団体（学校、機関など）が連合する連合体での実施が

基本であり、そのうちの1つの団体が代表して申請すること。

## ②研修のカリキュラムと実施方法

(ア) こども家庭ソーシャルワーカーになった者には、令和5年11月14日公布の令和5年内閣府令第72号第5条の2の9から11に示される以下の内容が求められることを踏まえて研修等を行うこと。

- ・こども家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならない。
- ・こども家庭ソーシャルワーカーは、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなつた後においても、同様とする。
- ・こども家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならない。

(イ) 「指定研修」「追加研修」「ソーシャルワークに関する研修」の各科目は、別表5、別表6、別表7に示される到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保し、確実に実施すること。

(ウ) 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うこと。

演習は、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、こども家庭福祉の支援において求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーティング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うこと。

(エ) 見学実習における見学は、以下の施設で行うこと。

児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、こども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署、こども家庭福祉の相談援助業務を行っている都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会

(オ) 講義は収集・対面、オンライン・ライブ、オンデマンド形式（※）の配信のいずれも可とする。

(カ) 演習は、収集・対面を基本とするが、収集・対面で行う演習と同等の質が担保するため、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できる場合には、収集・対面と同等の質を担保できるものとしてインターネットを活用したオンライン・ライブでの実施ができるものとする。なお、研修実施機関は各科目における演習内容を踏まえ、研修の質を担保する観点から実施方法について慎重に判断すること。

(キ) 見学実習科目は、収集・対面を基本とするが、見学実習科目のうち「事前学習」と「事後学習」の部分については、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できる場合には、収集・対面と同等の質を担保できるものとしてインターネットを活用したオンライン・ライブでの実施ができるものとする。ただし、「事前学習」「事後学習」が、見学先が異なる受講者を混合して行う場合は、講師の進行・管理において、十分な学習効果を確保できるような工夫を行うこと。

(ク) 見学実習の見学は、研修実施機関の責めによらない災害・感染症等の事態により施設の受け入れが困難となり、かつ、施設の変更も困難である場合には、見学に代えて、インターネット等を活用したオンライン・ライブ実施等により、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないものとする。

(ケ) インターネット等を活用した実施とする場合、セキュリティ対策等のインターネット等を活用した研修の実施体制を確保することに留意し、また科目ごとに添削指導を行う、授業の理解度を確認する等、受講者の理解度や受講の姿勢が測れるようなものであること。

(コ) 研修の実施にあたっては、各研修の到達目標及び想定される研修内容の例示にある内容を十分に教授できる教材を使用すること。

(サ) 指定研修及び追加研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

(シ) 追加研修の講義部分（9時間）については、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義部分の受講を免除することができる。

(※) 「オンライン・ライブ」：インターネット等を活用した生配信（多様なメディアを高度に利用して行うものであって、同時性または即応性を持つ対話性を有するもの）とする。  
「オンデマンド」：受講者がリクエストしたタイミングでオンライン講義が提供されるサービス

### ③研修受講者の募集と受講決定通知の送付

研修実施機関は、指定研修等の実施に際して、予め募集要項を作成し、研修カリキュラムの期間や実施方法、受講料等を示すこと。募集要項に含める内容は別に定める。

また、研修の申込者に対し、受講決定（受講不可を含む）を行ったときは、郵送または電磁的方法により受講者へ通知すること。受講決定通知に含める内容は別に定める。

### ④研修の履修認定

研修の履修認定に係る基準は以下のとおりとする。

- (ア) 講義科目は100%とする。
- (イ) 演習科目（見学実習を含む）は100%とする。

※ただし、演習科目については、受講者の疾病等により突発的に受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等の配慮をすることが望ましい。

研修実施機関は、受講者が、受講した指定研修等における全ての科目を履修したときは、その受講者に対して、修了証を交付すること。なお、修了証に含める内容は別に定める。

### ⑤欠席時の代替方法

欠席時の代替手段は、以下のとおりとする。

- (ア) 講義については、欠席時の代替手段は認めない。
- (イ) 演習については、原則、演習への参加を求める。例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、対面での研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施による代替を可能とする。
- (ウ) なお、現任者が疾病等により突発的に受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等、研修の実施の際、現任者への配慮を行うことが望ましい。
- (エ) 見学実習については、欠席時の代替手段は認めない。

なお、1つの研修の修業年数は、基本的に単年度で履修を完了するものとするが、やむを得ない理由により単年度で履修完了とならなかった場合には、2か年間程度での修業を認めることとすること。

### ⑥講師要件

研修の講師は、別表4の科目ごとの要件を満たす者とする。また、講師は本資格の目的やその研修体系に関する知識を十分に持つ者であることが必要とする。

そのため、研修を担当する講師は、講師向けに用意された以下のオンデマンド教材を事前に視聴すること。

#### I. 基盤講習：2時間

## II. 演習教授法講習：3 時間

ただし、IIは、要件が以下に該当する場合には必ず視聴することとし、そうでない者であっても希望者には視聴させること。

研修認定区分	科目区分	研修科目名	学歴・実務等要件
1 指定研修	こども家庭福祉	全7科目共通	(エ) (オ) (カ)
	関連知識	こども家庭福祉II（精神保健の課題と支援）	(イ) (ウ) (エ)
		こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	(ア) (イ)
		こどもの心理的発達と心理的支援	(イ) (エ) (オ) (カ)
		少年非行	(エ) (オ) (カ) (キ)
		貧困に対する支援	(エ) (オ) (カ)
		保育	(エ) (オ) (カ)
		教育	(イ) (ウ)
	こども家庭福祉とソーシャルワーク（総合）	全4科目共通	(エ) (オ) (カ)
2 追加研修	追加研修	見学実習I以外の8科目	(エ) (オ) (カ)
		見学実習I	(エ) (オ) (カ)
3 ソーシャルワーク研修	ソーシャルワーク	ソーシャルワーク演習I、ソーシャルワーク演習II、見学実習II	(エ) (オ) (カ)

なお、演習教授法については、具体的な実施方法についての研修を実施する場合、希望者に受講させることが望ましい。

### ⑦講師の配置基準

講師は、受講者が十分に研修内容を理解できる数の講師を配置すること。

ただし、演習については、受講者40人に対し1人以上の講師を配置すること。また、オンライン・ライブで演習実施に際しては、受講者20人に対し1人以上の講師を配置すること。

上記に関わらず、演習のうち「見学実習」の「見学」における、見学施設・機関への1回あたりの訪問人数は、見学施設・機関のスペースや対応する職員の人数、現場での振り分けやプログラムの内容等によって変わることが想定されるが、見学施設・機関側の意向、現場での実践を妨げることのないように十分に留意すること。なお、一般的な施設等を考慮すると、1回あたりの見学人数はおよそ5人～10人程度、場合によっては10人×2グループ等も想定される。

### (3) 研修管理システムの使用

研修実施機関は、指定研修等の実施にあたり、センターが指定する研修管理システムを使用し、受講希望者による研修の申込受付や、受講要件の確認、受講状況の管理、セ

ンターへの報告（受講決定、修了者など）等を行うこと。研修管理システムの仕様については、別に定める。